

法令解説

改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」の公表等に伴う財務諸表等規則等の改正について

金融庁企画市場局企業開示課

主任会計専門官

鹿子木慎亮

前金融庁企画市場局企業開示課

専門官

七海健太郎

金融庁企画市場局企業開示課

係長

齊藤義裕

I はじめに

2025年（令和7年）8月22日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和7年内閣府令第75号）が公布・施行され、あわせて関係ガイドラインが改正・公表された（以下、令和7年内閣府令第75号と関係ガイドラインをあわせて「改正府令等」という）。

本改正府令等は、2025年（令和7年）3月11日付けで企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「本実務指針」という）及び同年4月23日に公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下、「リース会計基準」）等の修正等を踏まえ、次の

規則およびガイドライン（以下、あわせて「財規等」という）について、所要の改正を行ったものである。

- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財規」という）
- ・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「連結財規」という）
- ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

本稿は、改正府令等の主な内容について解説を行うものであるが、意見にわたる部分については、筆者らの私見であることをあらかじめ申し添えておく。

II 改正の経緯・概要

我が国においては、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、金融商品に関する会計基準に従って取得原価で評価することになっている。

これに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その